

社会福祉法人歩夢福祉会
役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人歩夢福祉会（以下「法人」という。）の開催する次の会議等に出席する役員等（本規程でいう役員等とは、評議員、理事、監事および評議員選任・解任委員をいう。）の費用の支給に関する必要な事項を定める。

1. 理事会
2. 評議員会
3. 監事の業務監査
4. 評議員選任・解任委員会
5. 役員等の法人業務のための行動

(範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

1. 役員等報酬
2. 費用弁償

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款について定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(役員等報酬)

第4条 役員等報酬は、役員等が理事長の招集に応じ開催する会議（理事会、評議員会等）に出席したときは、その出席1日につき次の金額を支給する。

- ① 理事 5,000 円（各年度総額 150,000 円以内とする）
- ② 評議員 5,000 円（各年度総額 150,000 円以内とする）
- ③ 監事 5,000 円（各年度総額 60,000 円以内とする）
 - ・第1条 3項で定める監事の業務監査を実施したときは、5,000 円
- ④ 評議員選任・解任委員 5,000 円（会議出席1日につき）

(役員等報酬の支払い)

第5条 役員等報酬（第4条）は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(費用弁償)

第6条 役員等が第1条 5項に定める役員等の法人業務の為の行動による費用弁償として宿泊費、交通費、日当は、当法人の旅費規程に準じて支給する。

附則

この規程は令和4年6月18日から施行する。

1. この規程を一部変更し令和4年8月27日から施行する。